

## 低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料

## 1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第54条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】  
 ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項により申出を行う場合のみ） ……【表2】  
 ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」  
 (2) 共同住宅等の場合  
     ・住戸部分のみ : 区分「2」  
     ・住棟全体 : 区分「2」+「3」  
 (3) 複合建築物の場合  
     ・住戸部分のみ : 区分「2」  
     ・住棟全体 : 区分「2」+「3」+「4」（工場等の場合は「3」）  
 (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「4」（工場等の場合は「3」）

【表1】基本額

区分	対象建築物	戸数又は床面積	適合証有(※1)	左記以外
1	一戸建て住宅	—	6,800円	39,000円
2	共同住宅等（住戸部分）	1戸	6,800円	39,000円
		2～5戸	14,000円	78,000円
		6～10戸	20,000円	107,000円
		11～25戸	33,000円	148,000円
		26～50戸	53,000円	209,000円
		51～100戸	94,000円	297,000円
		101～200戸	145,000円	399,000円
		201～300戸	180,000円	522,000円
3	共同住宅等の共用部分 非住宅建築物（工場等）	301戸～	191,000円	612,000円
		～300㎡	10,000円	117,000円
		301～2,000㎡	29,000円	190,000円
		2,001～5,000㎡	85,000円	293,000円
		5,001～10,000㎡	133,000円	376,000円
4	非住宅建築物 （工場等を除く。）	10,001～25,000㎡	167,000円	448,000円
		25,001㎡～	209,000円	521,000円
		～300㎡	10,000円	253,000円
		301～2,000㎡	29,000円	401,000円
		2,001～5,000㎡	85,000円	569,000円
5,001～10,000㎡	133,000円	697,000円		
10,001～25,000㎡	167,000円	820,000円		
25,001㎡～	209,000円	936,000円		

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

建築物	床面積の合計	手数料
	30㎡以内	7,600円
建築物	31～100㎡	13,000円
	101～200㎡	20,000円
	201～500㎡	28,000円
	501～1,000㎡	48,000円
	1,001～2,000㎡	71,000円
	2,001～10,000㎡	207,000円
	10,001～50,000㎡	311,000円
	50,001㎡～	531,000円
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

床面積(※2)	加算額
30㎡以内	89,000円
31～100㎡	89,000円
101～200㎡	89,000円
201～500㎡	89,000円
501～1,000㎡	89,000円
1,001～2,000㎡	113,000円
2,001～10,000㎡	119,000円
10,001～50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（法第55条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項を準用して申出を行う場合のみ） ……【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。（ただし、変更がない区分を除く。）

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合
  - ・住戸部分のみ : 区分「2」
  - ・住棟全体 : 区分「2」+「3」
- (3) 複合建築物の場合
  - ・住戸部分のみ : 区分「2」
  - ・住棟全体 : 区分「2」+「3」+「4」（工場等の場合は「3」）
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「4」（工場等の場合は「3」）

【表1】基本額

区分	対象建築物	戸数又は床面積	適合証有（※1）	左記以外
1	一戸建て住宅	—	3,400円	20,000円
2	共同住宅等（住戸部分）	1戸	3,400円	20,000円
		2～5戸	6,800円	39,000円
		6～10戸	10,000円	54,000円
		11～25戸	17,000円	74,000円
		26～50戸	27,000円	105,000円
		51～100戸	47,000円	148,000円
		101～200戸	73,000円	200,000円
		201～300戸	90,000円	261,000円
3	共同住宅等の共用部分 非住宅建築物（工場等）	301戸～	95,000円	306,000円
		～300㎡	5,100円	59,000円
		301～2,000㎡	14,000円	95,000円
		2,001～5,000㎡	42,000円	147,000円
		5,001～10,000㎡	66,000円	188,000円
		10,001～25,000㎡	84,000円	224,000円
4	非住宅建築物 （工場等を除く。）	25,001㎡～	104,000円	260,000円
		～300㎡	5,100円	127,000円
		301～2,000㎡	14,000円	200,000円
		2,001～5,000㎡	42,000円	284,000円
		5,001～10,000㎡	66,000円	348,000円
		10,001～25,000㎡	84,000円	410,000円
25,001㎡～	104,000円	468,000円		

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

建築物	床面積の合計	手数料
	30㎡以内	7,600円
建築物	31～100㎡	13,000円
	101～200㎡	20,000円
	201～500㎡	28,000円
	501～1,000㎡	48,000円
	1,001～2,000㎡	71,000円
	2,001～10,000㎡	207,000円
	10,001～50,000㎡	311,000円
	50,001㎡～	531,000円
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

床面積（※2）	加算額
30㎡以内	89,000円
31～100㎡	89,000円
101～200㎡	89,000円
201～500㎡	89,000円
501～1,000㎡	89,000円
1,001～2,000㎡	113,000円
2,001～10,000㎡	119,000円
10,001～50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。